

捕獲証拠は「尾」

有害鳥獣ルール統一

イノシシやシカなど農作物に被害を与える有害鳥獣捕獲に支払われる国の補助金をだまし取る不正が鹿児島県霧島市などで相次いだことを受け、農林水産省は

2018年度から、捕獲確認の全国統一のルールを採用する方針を固めた。証拠写真撮影は「右向き」、部位は「尾」に統一することで捕獲頭数の水増しを防ぐ。

有害鳥獣による農業被害は年200億円程度あり、農水省は駆除に対して、自治体を通じて1頭最大8千円の補助金を支給。自治体が独自に上乘せすることもある。ただ、現在は補助金

申請に必要な写真の撮影方に明確なルールのない自治体があり、角度を変えて撮影するなどして、1頭に対して複数の補助金申請をする不正が続発している。

統一ルールでは、自治体職員などが捕獲場所や処理加工施設で確認することを基本と位置付け。書類確認の場合は、写真と証拠物提出を徹底する。写真撮影は「右向き」に統一し、スプレーなどで目印を付けることも求める。証拠物も流用を避けるため、部位を「尾」に一本化する。

13年度から4年間で計252件が確認された霧島市での不正などを受けて今春、国が一斉点検に乗り出していた。

(塩塚未)